

## 第2章 計画の基本的事項

### 2.1 計画の目的

本計画は、世界的な地球温暖化対策の必要性・緊急性に鑑みて、本市の自然的・社会的条件に応じた効果的な対策を市民・事業者と一体となって計画的に推進し、市域の温室効果ガスの排出を削減することにより、持続的発展が可能な社会の実現に寄与することを目的とします。

### 2.2 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」といいます。）第21条第3項の規定に準じ、市域の温室効果ガス排出量の削減に向けた目標等を掲げるとともに、市域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定めるものです。

また、本計画は日進市環境基本計画に定める地球環境分野の取組を、市民・事業者と一体となって着実に推進するための具体的な実行計画です。

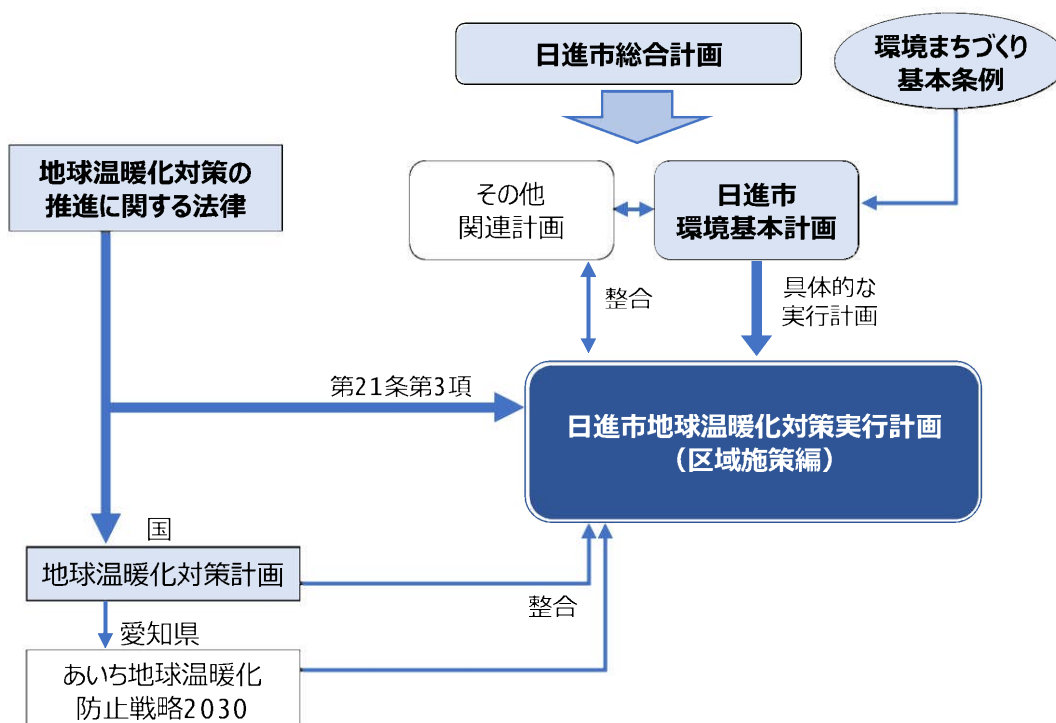


図 2.2.1 本計画の位置づけ

## 2.3 計画の対象

### ○ 本計画の対象範囲

本計画は、市域全域を対象とします。

### ○ 本計画が対象とする主体の範囲

市域の温室効果ガス排出の削減を図るためには、すべての主体の積極的な関与が必要です。したがって、市民、事業者、市（行政）の三者を対象とします。

### ○ 実行計画が対象とする温室効果ガス

本実行計画は、温室効果ガスのうち、私たちの生活に最も密接に関連し、また最も排出量の多い二酸化炭素の削減を目指す計画とします。

## 2.4 計画期間

本計画は、「日進市環境基本計画」との計画期間と整合を図った「日進市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（前計画）の中間見直しにあたることから、計画期間はこれを踏襲することとし、基準年度を2007年度、目標年度を2023年度とします。

なお、国では温室効果ガス削減に係る目標年度を2030年度としていることから、本計画においても計画期間外の目標年度として2030年を設定し、その達成をめざす上での中間目標として本計画の目標年度を位置づけることとします。

	2007年度 (平成19年度)	2013年度 (平成25年度)	2023年度	2030年度
前計画	基準年度	短期目標年度	目標年度	
本計画	基準年度		目標年度	計画期間外の 目標年度